情勢

森林組合の現状と課題

―― 「第15回森林組合アンケート調査」結果から ――

はじめに

本稿は，(財)農村金融研究会が（株)農林中金総合研究所の委託により実施した「第15回森林組合アンケート調査結果」の概要を紹介するものである。

この調査は，森林組合の動向，当面する諸課題などを把握し，森林組合系統の今後の業務展開に資することを目的に，農林中央金庫森林部，(株)農林中金総合研究所，(財)農村金融研究会が連携して毎年実施している。

平成14年度の調査は，森林の管理・施業に関する森林組合の現状と課題に重点を置き，「地域住民や下流域自治体等と森林組合の連携」「作業班の確保・養成対策」「森林組合の不在村所有者対策」「森林組合と農協との連携」などを取り上げた。

1　調査対象組合の概況と特徴

調査対象組合は，全国1,043（14年３月末現在）の森林組合のなかから，都道府県ごとの偏りが生じないように選定した100組合で，継続性維持の観点から原則として前年と同一の組合である。

対象組合の平均像および全国の森林組合との対比は，第１表のとおりで，その平均値は全国のそれをかなり上回っている。例えば，組合員数は1.9倍，組合員所有の森林面積は2.0倍，組合の出資金は2.9倍などとなっている。

第1表　調査対象組合の概況（全国の組合対比）

	対象組合 100（A）	全国の組合（B）	（A/B）
組合数	100	1,153	8.7%
組合員数（人）	2,813	1,448	1.9倍
常勤役職員数（人）	20	8	2.5倍
作業班員数（人）	60	32	1.9倍
組合員所有の森林面積（ha）	19,961	9,983	2.0倍
出資金（百万円）	123	42	2.9倍

（注）全国の組合の計数は「森林組合統計」（平成12年度）による。

2　事業と経営の動向

――加工部門の不振が目立つ――

主な事業の取扱高（13年度，１組合当たり平均）は，販売１億5,900万円（前年比△4.8%），購買3,800万円（4.1%），加工１億8,800万円（△7.2%），利用３億４千万円（△1.2%）で，購買を除きいずれも12年度を下回っている。

12年度対比，減少した組合の割合を部門別にみると，販売（58.2%），購買（61.6%）加工（72.3%），利用（52.0%）であり，加工部門で減少した組合が多くなっている。

また，損益の状況（同前）は，事業総利

第2表　決算概況

（単位 百万円，%）

	11年度	12	13	増減率	
				12	13
事業総利益	144	135	140	△6.2	3.7
経常利益	12	7	6	△41.6	△14.3
税引前利益	13	7	9	△38.4	28.5

（注）　11～12年度と13年度の対象組合は一部異なる。

益１億４千万円，事業利益500万円，経常利益600万円，税引前当期純利益900万円となっている。

事業総利益は，全体ではすべての組合で黒字だが，部門別にみると，利用部門を除き，販売３組合，購買１組合，加工16組合が赤字となっている。

事業利益では，36の組合で赤字を計上しており，地域別平均でみると，東北および九州で赤字となっている組合が多い。また，経常利益では23の組合が，税引前当期純利益では18の組合が，赤字となっている。このうち，東北が経常利益，税引前当期純利益のいずれにおいても赤字となっている。

3　地域住民や下流域自治体等と森林組合の連携について

――半数以上の組合が実施――

森林の保全，維持管理強化のために下流域との連携が強く求められていることから，連携して実施している事業の有無およびその内容について聞いたところ，「実施している」組合が55.0%で，その内容は，「森林・山村体験学習」（36.0%，複数回答）が最も多く，次いで「住民・団体・自治体などと共同での森林管理作業」（21.0%，同），「住民や団体などに対する森林購入の斡旋」（13.0%，同）である。

また，地域住民や下流域自治体等が，森林の管理・施業費用を「負担している」とする組合は５組合にすぎず，「負担していない」とする組合が88組合と圧倒的に多い（残りの７組合は現在検討中）。負担の財源は，「自治体の一般財源」４組合，「水道料に上乗せして徴収」１組合である。

一方，組合管内の市町村・県などからの支援・協力については，「組合員や森林組合に対する林業機械購入代金の補助」（58.0%，複数回答）が一番多く，「指導事業に対する補助」（56.0%，同），「人件費・社会保険料等の補助」（55.0%，同）が続いている。

4　作業班員などの確保・養成対策について

――ボランティア活動への評価は賛否相半ば――

山村の労働力確保が現場での重要な課題であること，都市住民のボランティア活動が労働力確保の点で注目されていること等から，作業班員の確保・養成対策に関する実情を聞いた。

作業班員数の確保状況は，「十分に確保されている」（51.0%）とするところが最も多いが，地域別には，北陸，東海，近畿で60%を超えているのに対して，中国は30%台と低い。

「人数は確保されているが高齢」「季節的な作業の繁閑にあわせた雇用が難しい」とする意見もみられる。

第1図　作業班員などの募集方法（複数回答）

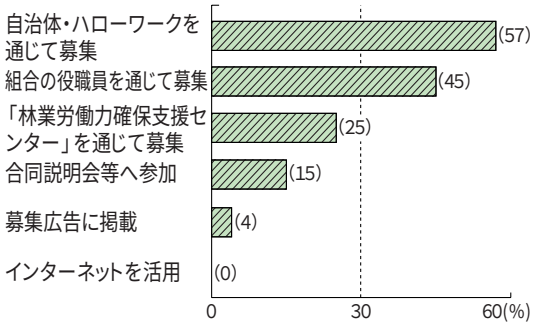

作業班員などの募集方法は，「自治体・ハローワークを通じて募集」（57.0%，複数回答），「組合の役職員を通じて募集」（45.0%，同）が多く，今のところ募集方法として「インターネットを活用」はまったくみられない（第１図）。このほかでは，「地元の農業高校へ求人依頼」「新聞にチラシをいれる」などをあげた組合もある。

ところで，作業班員にＩターン・Ｕターン者が「いる」組合は58.0%であり，大都市をかかえる地域で高くなっているのに対し，北海道や東北では20～ 30%と低くなっている。

Ｉ･Ｕターン者を現在の年齢別にみると，最も多いのは，「30～ 39歳」（42.1%）で，以下「20～29歳」（30.0%），「40～49歳」（18.0%）となっている。

Ｉ･Ｕターン者など，林業関係新規就業者の確保・定着をはかるために行っている施策としては，「福利厚生制度の充実」（59.0%，複数回答）が一番多く，次いで「賃金制度の改善」（30.0%，同），「労働条件の改善」（28.0%，同），「通年就業体制の確立」（26.0%，同）である。

また，森林組合管内でのボランティア活動による森林の管理・施業が「行われている」のは41組合である。具体的形態は，「地域住民など個人の立場での活動」（56.1%，複数回答）が最も多く，次いで「非営利法人などの団体による取り組み」（26.8%，同）があげられる。このほか「漁協が漁民の森を作り手入れ」「林業体験施設を活用した学校の先生などの林業体験」「県が漁民からボランティアを募集」などもある。「企業単位でのボランティア活動」としては，和歌山県中津村にユニチカ労働組合が「企業の森」を設け，労働組合の組合員がボランティアで森林づくりに取り組んでいる事例もみられる。

約４割の組合でボランティア活動を実施しているものの，その効果等については肯定的評価をする組合と否定的評価をする組合がほぼ同じ割合であるのが現状である。すなわち，森林の管理・施業がボランティアの手によって行われることについては，「多くの人に森林や林業に対する理解をもってもらうよい機会となる」（60.0%，複数回答）とする組合が多いが，「ボランティアの人では，十分な管理・施業が行われなかったり危険が伴ったりするので，あまり好ましくない」（50.0%，同），「森林の管理・施業は，本来森林組合が行うべきものであり，ボランティアなどに安易に頼るべきではない」（31.0%，同）という否定的な意見も多い。「作業班員の不足を補う有力な力になる」（3.0%，同）とする組合は少数である。このほか，「森林管理は技術が必要

第3表　ボランティア活動の有無と森林の管理・施業について（複数回答）

（単位 組合数，%）

		合 計	ボランティア活動による森林の管理・施業				
			広く理解してもらう良い機会	作業班員不足を補完	管理・施業が不十分、危険が伴う	ボランティアに頼るべきではない	そ の 他
ボランティア活動による森林管理・施業の実施の有無	合 計	100 (100.0)	60 (60.0)	3 (3.0)	50 (50.0)	31 (31.0)	4 (4.0)
	行われている	41 (100.0)	31 (75.6)	1 (2.4)	16 (39.0)	12 (29.3)	1 (2.4)
	行われていない	59 (100.0)	29 (49.2)	2 (3.4)	34 (57.6)	19 (32.2)	3 (5.1)

なのに，誰にでもすぐにできると誤解されている」「ボランティア団体との事前打ち合わせなどに時間がかかりすぎる」とする組合もある（第３表）。

5　森林組合の不在村所有者対策について
――働きかけは，5割の組合が「電話での呼びかけ」――

組合管内の森林所有者のうち，不在村所有者数の割合（加重平均）は全国で21.0%だが，割合が高いのは，北海道（53.0%），近畿（32.0%），東海（28.0%）で東北（16.0%），北陸（16.0%），関東・東山（6.0%）は相対的に低く地域差が大きい。

不在村所有者に対する働きかけの方法は，「電話での呼びかけ」（50.0%，複数回答）が一番多く，次いで「定期刊行物の送付」（34.0%，同），「ダイレクトメールの送付」（34.0%，同）であり，このほか，「管内在住の親戚から連絡」「不在村所有者の自宅に直接訪ねて説明」「不在村所有者に対するアンケート調査の実施」などを行っている組合もみられる（第２図）。

第2図　不在村所有者に対する働きかけ方法（複数回答）

（単位　%）

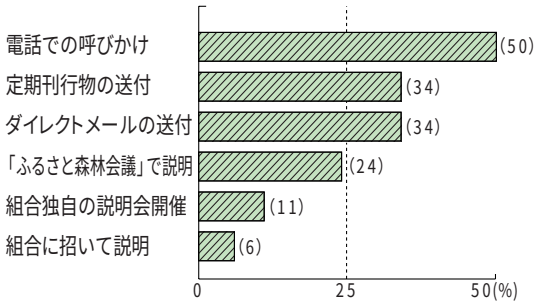

これらの働きかけに対する不在村所有者からの反応がある割合は，「電話での呼びかけ」（82.0%，複数回答），「ダイレクトメールの送付」（76.5%，同），「不在村所有者の多い地域での組合独自の説明会」（81.8%，同），「組合に招いての説明」（83.3%，同）と８割前後の組合で何らかの反応がある。

不在村所有者から森林組合への具体的要望は，「所有森林の管理・施業委託」（75.0%，複数回答）が圧倒的に多い。ついで「森林管理・施業についての技術指導」「所有森林についての定期的な状況連絡」の順である。このほかでは，「森林の売買についての相談」「森林の境界の確認」をあげた組合もある。

6　農協との連携
――森林組合の組合員の約8割は農協の組合員――

森林組合員の資金需要に対して，地元の農協がどのような対応をしているのかを中心に，農協との連携の視点から調査を行った。

森林組合の組合員が農協組合員にもなっている割合が平均８割弱で，その割合別の組合数の分布は「８割未満」28組合，「８割」30組合，「９～10割」が42組合である。

次に，組合員の農協からの借入が，「ある」組合は12.0％であり，「ない」39.0％，「わからない」47.0％，「現在はないが，過去にあった」2.0％である。「ある」場合の資金使途は，「生活資金や営農資金」（61.5％が大半で，林業関係の資金は少ないが，なかには「素材生産にかかる運転資金」をあげた組合もみられる。

第４表　農協組合員の割合と農協からの借入の可否

（単位 組合数，％）

		合　計	農協の林業関係資金の取扱いの可否			
			現在も事例があり可能	農協OKなら可能	不可能	その他
合　計		100 (100.0)	1 (1.0)	74 (74.0)	16 (16.0)	9 (9.0)
うち農協組合員の割合	5割以下	11 (100.0)	－ (－)	7 (63.6)	3 (27.3)	1 (9.1)
	6～7	17 (100.0)	－ (－)	10 (58.8)	6 (35.3)	1 (5.9)
	8	30 (100.0)	－ (－)	24 (80.0)	3 (10.0)	3 (10.0)
	9～10	42 (100.0)	1 (2.4)	33 (78.6)	4 (9.5)	4 (9.5)

このように組合員が制度資金を含む林業資金の資金を農協から借り入れることについて，森林組合では，「農協で対応してもらえるのであれば，森林組合としては可能」（74.0％）とするものが圧倒的に多いが，「不可能」（16.0％）や，「その他」（9.0％）をあげる組合もある。「その他」の具体的内容は「実務的には可能だが，森林組合も金融事業をやっているので組合で取り扱いたい」「可能かどうかは，金利などの農協の対応条件による」「組合員が利用しやすくなるのであれば可能」などである。

「不可能」とした組合の理由は，「農協の組合員でない山林所有者には，農協は融資できないのではないか」「森林の担保評価や現地調査が，農協では難しい」「林業関係資金の窓口は，森林組合が基本であるべき」「農協に申し込んでも，森林の担保価値が無いなどの理由で農協は融資しないのではないか」などであった。調査の結果からは，農協組合員になっている者の割合が高くなるほど，「可能」とする割合が高くなる（第４表）。

なお，森林組合と農協が連携して実施している事業は，「特にない」（84.0％）とする組合が圧倒的に多かったが，「ある」（8.0％）と回答したところでは，「加工販売事業を共同で実施」「森林組合の作業班による農作業の受託」「農協が関与している農作業受託会社などによる森林管理・施業の受託」などがみられる。

おわりに

第15回にあたる今回の調査は，「森林・林業基本法」が施行されて２年目に入り，国民の間に森林の多面的機能についての理解が急速に浸透しつつあり，高知県が「森林環境税」としての取組みを決定しているほか，多数の県等が財政支援や独自課税な

どの具体的検討を開始しているなかでの調査である。

調査結果から，「山の守り手」としての国民の期待に応えるために，必要な人・財源の確保，森林所有者への働きかけなどについて，大方の森林組合が，依然として対応に苦慮している様子が読みとれる。しかしながら，「下流域自治体等との連携による森林整備財源の確保」「採用・研修体系の整備による意欲的な森林技術者の確保」「不在村森林所有者に対する全国規模での働きかけ」など，まだまだ数は少ないものの，森林・林業の健全な維持・発展に向けた，いくつかの新しい取組みがみられることは，今後の全国的な展開につながる動きとして注目される。

森林組合系統が取り組んでいる「森林組合改革プラン」が，全国各地で具体的な実践活動に移され，国民の期待に応えうる森林組合として発展していくことが期待される。

（（財）農村金融研究会調査研究部長

林　省一・はやししょういち**）**